

青森公立大学図書館資料選定委員会規程

平成21年4月1日

規程第123号

(趣旨)

第1条 この規程は、青森公立大学図書館規程(平成21年規程第121号)第6条第2項の規定に基づき、図書館資料選定委員会の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 青森公立大学図書館に図書館資料選定委員会(以下「選定委員会」という)を置く。

(目的)

第3条 選定委員会は、青森公立大学図書館資料収集方針に基づき図書館に配架される図書資料、視聴覚資料、逐次刊行物その他の資料選定を行う。

(組織)

第4条 選定委員会は、図書館長及び第6条各号に掲げる委員をもって組織する。

(委員長)

第5条 選定委員会の委員長(以下「委員長」という。)は、図書館長をもって充てる。

2 委員長は、選定委員会を招集し、会務を統括する。

3 委員長が欠席、不在等の場合は、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第6条 委員は、次に掲げる者とする

- (1) 専門科目担当教員3名
- (2) 教養科目担当職員1名
- (3) アカデミック・コモンベーシックス科目担当教員1名
- (4) 大学院科目担当教員1名
- (5) 地域研究センター研究員1名
- (6) その他図書館長が必要と認めた者

(任期)

第7条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第8条 選定委員会は、原則として毎月開催するものとする。

2 選定委員会は、必要に応じて臨時に開催することができる。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、選定委員会の運営に必要な事項は、別に定め

る。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。